補償パターンについて

損害共済金の補償 内容（ご希望の補償範囲に応じて４つの契約プランをご用意しました。）

補償内容

① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災*	⑤ 水災※1	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑨ 盗難※2
失火やもらい火による火災 消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象の損害が生じたとき ＊1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき	給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき	家財の盗難、または盗難の際に建物、家財などが壊されたり、汚されたりしたとき ＊預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき

選べる 契約プラン

	① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災*	⑤ 水災※1	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑨ 盗難※2
A TYPE	○	○	○	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません
B TYPE	○	○	○	○	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません	補償されません
C TYPE	○	○	○	○	補償されません	○	○	○	○
D TYPE	○	○	○	○	○	○	○	○	○

左記④風災・雹災・雪災以外

損害額 ＝ 損害共済金

左記④風災・雹災・雪災以外の補償に対する損害は、損害共済金として全額お支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

＋

自己負担額（風災・雹災・雪災のみ）

自己負担額とは

損害額 － 自己負担額 ＝ 損害共済金

左記④の補償に対する損害は、上記の算出によって損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

なし（0円）	5万円
10万円	20万円

費用共済金の補償内容

自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または共済の対象の家財が全焼した場合は、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
※Aタイプは補償されません。

残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合に損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。
※実費（損害共済金×10%限度）

水道管修理費用共済金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。（ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。）
共済の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。
※1事故・1敷地内ごとに10万円限度

損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

臨時費用共済金

損害共済金にプラスしてお支払いします。

損害共済金×10%限度額100万円 or 臨時費用共済金なし

※1 ⑤ 水災
次のいずれかの場合に補償します。
（ア）建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
（イ）共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

※2 ⑨ 盗難
次のいずれかの場合に補償します。
（ア）建物の盗取・汚損・損傷（建物を対象とした場合）
（イ）家財の盗取・汚損・損傷（家財を対象とした場合）
（ウ）現金・預貯金証書等の盗難（家財を対象とした場合）

営業用什器・備品等損害特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

●主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
●共済の対象は併用住宅にかぎります。

●共済金をお支払いする損害

建物に収容される、被共済者が所有する営業用の什器・備品等の動産について、主契約の補償範囲（共済契約証書記載の事故の区分欄に「〇」の記載がある損害）にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

●特約共済金額

●新価（再調達価額）基準の評価額の範囲内で設定できます。（罹災時再評価）
●「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額となります。

●お支払いする損害共済金の額

	お支払い条件	お支払額
水　災	床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水 ＊1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします	共済金額×支払割合（25%） ＝損害共済金
盗　難	通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とします	損　害　額
	明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または共済金額のいずれか低い額を限度とします。	
上記以外	再調達価額を限度とします。 ＊風災・雹災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 フランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎります。	

●共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産にかぎります。

次のものは除かれます（主なもの）

①船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
③通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
④商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）
⑤義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑥移動電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
⑦ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
⑨動物および植物
⑩クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

●共済金をお支払いできない主な場合

組合は次の1.から9.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。

1.共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2.1.に規程する以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
3.被共済者と生計を共にする親族の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
4.被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
5.被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
6.共済の対象である営業用什器・備品の置き忘れまたは紛失
7.共済の対象である営業用什器・備品が共済契約証書記載の建物（共済の対象である営業用什器・備品を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
8.運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
9.主契約の補償範囲の内、盗難以外の事故に遭った場合における共済の対象の盗難による被害

地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

●住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。
※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
●**動産（家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等）は対象になりません。**
●共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

地震共済金額1,000万円あたりの共済期間1年の掛金

	住家物件 建物内に住宅部分がある物件	非住家物件 建物内に住宅部分がない物件
イ構造（注1）	5,300円	7,800円
ロ構造（注2）	8,900円	12,900円

（注1）イ構造　耐火建築物、準耐火建築物
（注2）ロ構造　イ構造以外の建物

●地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全壊」「大規模半壊」「半壊」）に応じて、地震共済金額の一定割合（100%、60%、30%）をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全　壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額 ×100%（時価が限度）
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額 × 60%（時価の60%が限度）
半　壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額 × 30%（時価の30%が限度）
半壊に至らない損害（一部損含む）は地震共済金をお支払いできません。			

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払います。

●地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。
※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者（共済掛金負担者）の課税所得から控除されます。
※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

●地震共済金をお支払いできない主な場合

●損害の程度が半壊に至らない場合
●門・塀・垣のみに生じた損害

●その他

●この特約の共済期間（共済のご契約期間）は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約（最長5年）や1年未満の短期契約も可能です。
●お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額（1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内）を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
●地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震共済金をお支払いします。

地震見舞金補償特約（家財）

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

地震や噴火またはこれらによる津波によって建物内収容動産に損害が生じた場合に地震見舞金をお支払いします。

●専用住宅および併用住宅に収容される生活用動産である「家財」が共済の対象となります。
●共済の対象が全損、半損または一部損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

この特約の共済金額100万円あたりの共済期間1年の掛金

	収容動産
イ構造（耐火建築物、準耐火建築物等）	650円
ロ構造（イ構造以外の建物）	1,060円

●地震見舞金のお支払いについて

特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
共済価額の80%以上	共済価額の 30%以上80%未満	共済価額の 10%以上30%未満
100万円	50万円	5万円
（特約共済金額の100%）	（特約共済金額の50%）	（特約共済金額の5%）

契約限度額…地震見舞金特約における共済の対象は、主契約の建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

●地震保険料控除について

この特約には地震保険料控除は適用されません。

●その他

お支払いする地震見舞金補償特約の地震見舞金総額（1回の地震等につき会員組合全体で50億円以内）を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減してお支払いします。

地震危険補償特約・地震見舞金補償特約に関する注意事項

【地震共済金・見舞金をお支払いできない場合】
・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
・損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
・地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた事故

【その他】
・地震に関する特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
・72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

類焼見舞金補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

特約掛金
建物の構造や共済金額に関係なく
一律年間掛金 1,500円

●住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
●見舞金の額は一つの建物（建物内収容動産を含みます）ごとに300万円を限度にお支払いします。

●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が全損の場合（時価の80%以上の損害）	**300万円**または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が半損の場合（時価の20%以上80%未満の損害）	**150万円**または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が一部損の場合（時価の20%未満の損害）	**50万円**または時価損害額のいずれか低い額

●総支払限度額

1事故につき3,000万円

●共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
●共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。

●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）を受けた方の建物または建物に収容される動産

次のものは除かれます（主なもの）

1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
3. 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
6. 建築中または取り壊し中の建物
7. 建売業者等が所有する売却用の建物
8. 国、地方公共団体等の所有する建物
9. 動物、植物

●見舞金をお支払いできない主な場合

1. 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
2. 類焼補償被共済者（損害を受けた方）または、その法定代理人の故意または重大な過失または法令違反による損害
3. 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
6. 核燃料物質もしくは核燃料物資によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
7. 共済掛金領収前に生じた事故による損害

借家人賠償責任補償特約

主契約に付帯した場合にのみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

●共済金をお支払いする主な場合

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

●共済金をお支払いできない主な場合

1. 被共済者の心神喪失または指図
2. 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
3. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
4. 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
   ①被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
   ②被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

損害共済金をお支払いする場合

補償の種類	共済金をお支払いする主な事例＊	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
①火災	隣家が火災になり、自宅にも延焼し半焼、残った部分も水浸しで建て替えとなった。	**【建物】** 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額※1 － 自己負担額※2 ＝ 損害共済金 ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（協定再調達価額限度） ※2 風災・雹（ひょう）災・雪災による損害の場合にかぎります。 建物のみが共済の対象である場合は、⑨盗難の生活用の現金、切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。 **【家財】** 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額※1 － 自己負担額※2 ＝ 損害共済金 ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（再調達価額限度） ※2 風災・雹（ひょう）災・雪災による損害の場合にかぎります。 明記物件の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。 現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。 事故の種類 ／ 限度額 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 ／ 20万円 預貯金証書の盗難 ／ 200万円または家財の共済金額のいずれか低い額	●ご契約者、被共済者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）によって生じた損害 ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害（地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。） ●風、雨、雪、雹（ひょう）または砂塵（じん）その他これらに類するものの漏入により生じた損害 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45㎝を超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡（ぬ）れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
②落雷	落雷により配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットの動作不能となり交換工事が必要となった。		
③破裂または爆発	たばこの火が充満していたガスに引火したことにより爆発が発生し、建物に損害が生じた。		
④風災 雹（ひょう）災 雪災	・台風により住宅の雨樋が倒壊した。 ・雪の影響で、建物の屋根・外壁に損害が生じた。		
⑤水災	台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。		
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	自動車の当て逃げにより建物の外壁に亀裂が生じ、交換工事が必要となった。		
⑦水濡（ぬ）れ	排水管が詰まり、汚水が溢れる水濡れ損害が発生し、床の張り替えが必要となった。		
⑧騒擾（じょう）・集団行動等に併う暴力行為	自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されてしまった。		
⑨盗難	空き巣の被害にあい、硝子サッシを壊された。		
通貨、預貯金証書等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。		

【⑤水災】
（ア）建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
（イ）共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

水災による損害の程度（注）	（ア）共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	（イ）床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水	
		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき
共済金支払方法	損害額（修理費）（ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×20%（ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×10%（ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）

（注）建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。

＊家具や家電製品などは建物とは別に"家財"を共済の対象としなければ、損害を受けても共済金のお支払いができません。